

令和7年9月に判明した事務処理誤りの概要と対応

確認事項の見誤り（1件）

- 令和7年9月2日、「令和6年度事業報告書【船員保険事業】（2024）」の28ページ「（5）債権管理・回収と返納金債権の発生防止の強化」に記載されている KPI について、正しくは 88.8%と記載すべきところを 87.1%と記載していたことが判明しました。

事業報告書の作成にあたり、作成者と管理職にてダブルチェックを行っていましたが、誤りを見落としたことが原因です。

再発防止策として、事業報告書等の公表資料を作成する際は、作成者と作成者以外の職員でダブルチェックを実施し、その確認結果をチェックリストへ記録するとともに、管理職が記載内容を最終確認することで確認漏れを防止します。

なお、ホームページの「事業報告及び決算」のページに正誤表を掲載しております。

確認事項の見誤り（1件）

- 令和7年9月5日、すでにお支払い済みの療養費（治療用装具）について、過払いとなっていたことが判明しました。

治療用装具の領収書を見誤って療養費支給額を決定したことが原因です。

ご本人に事情を説明のうえお詫びし、過払いとなった療養費については返納していただくことについて了承いただきました。

再発防止策として、療養費（治療用装具）の審査における領収書の確認方法を見直しました。また、療養費（治療用装具）の支払上限額について、改めて担当グループ内に周知しました。

委託業者の誤り（1件）

- 令和7年9月9日、委託先健診機関が健診受診者へ通知した、生活習慣病予防健診結果通知票において、血液検査の数値及び診断病名を誤って通知したことが受診者ご本人からの連絡にて判明しました。また、誤った健診結果をもとに、特定保健指導利用券等を作成し、受診者ご本人へ通知していることも判明しました。

委託先健診機関において、健診結果通知票に記載した内容の確認が不十分であったことが原因です。

受診者ご本人へは健診機関よりお詫びのご連絡をさせていただき、誤った健診結果通知票を回収の上、正しい健診結果通知票をお渡ししました。なお、正しい健診結果をもとに作成した特定保健指導利用券をお送りし、誤ったものは受診者ご本人が破棄されたことを確認しました。

再発防止策として、委託先健診機関に対し、検査データを転記する際は、転記先の健診結果票との一致を確実に確認すること。また、転記後のダブルチェック対応を指示いたしました。今後、委託業者への指導管理を一層徹底し、再発防止を図ります。